

後期高齢者医療保険料について

① 保険料の計算方法

$$\boxed{\text{保険料}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}}$$

・均等割額 (被保険者全員で均等に負担) 1人あたり45,600円

・所得割 (被保険者の所得に応じて負担)

所得割額=賦課のもととなる所得金額(※1)×所得割率 8.84%(※2)

(※1) 賦課のもととなる所得金額=令和5年中の所得-基礎控除額(下表)

前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円を超え2,450万円以下	29万円
2,450万円を超え、2,500万円以下	15万円
2,500万円を超える	なし

・賦課限度額 80万円(※2)

(※2) 令和6年度は、以下のとおり激変緩和措置が講じられます。

所得割率 : 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方は8.54%になります。

賦課限度額 : 令和5年度末(令和6年3月31日)以前から後期高齢者医療制度の被保険者である方と障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、73万円となります。

- ・保険料は、栃木県統一の保険料率により、一人ひとりに納めていただきます。
※世帯主課税の国民健康保険と違い、個人に賦課されます。
- ・保険料率は栃木県の医療費の状況により、2年に一度見直されることになっております。

② 保険料の軽減措置(申請の必要はありません)

- ・世帯の所得の水準によって保険料の「均等割額」が軽減されます。

軽減割合	世帯の所得額の合計
7割	43万円+10万円×{給与所得者等の数(※3)-1}以下
5割	43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}+{29.5万円×被保険者数}以下
2割	43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}+{54.5万円×被保険者数}以下

(※3) 給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす者の合計数のことで、いない場合は1とします。

- ・給与収入額が、55万円を超える者
- ・公的年金等の収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

- ・後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった方は、加入した月から所得割が課されず、均等割額が資格取得日の属する月以降2年間5割軽減されます。
なお、所得が低い方への7割軽減に該当する場合はそちらが優先されます。

③ 保険料の納め方

	介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 1/2 を超える	介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 1/2 を超えない
年金受給額が年額 18 万円以上	普通徴収	特別徴収
年金受給額が年額 18 万円未満	普通徴収	

○特別徴収 → 年金から天引きされます

仮徴収 4月、6月、8月 本徴収 10月、12月、2月

・7月にならないと保険料額が確定しません。そのため、4月、6月、8月については前々年中の所得によって仮に算定した保険料を納めていただきます。そして年額の決定後に、年額とすでに納付した分の差額を10月、12月、2月の年金から納めていただきます。

※前年度において保険料等の減少により、2月の年金天引き（特別徴収）ができなかった方は、一度、納付書または口座振替による納付（普通徴収）になりますので、納期限までに忘れずにお支払いください。

○普通徴収 → 口座振替や納付書で納めます

・市から送付される納付書や口座振替によって納めます。

（通常は7月中旬に納税通知書を送付いたします。）

・新たに後期高齢者医療制度に加入をした方、他市から転入してきた方は、その年度は普通徴収になります。

※口座振替に変更を希望の方は、①振替口座の預金通帳②通帳印を持参のうえ、日光市役所税務課または各行政センター市民サービス係、金融機関にてお手続きください。

④ 保険料の減免

災害や生活困窮などにより、保険料を納めることが困難な時には、保険料の減免や猶予が受けられる場合があります。困ったときは、お早めにご相談ください。

問い合わせ先

財務部 税務課 市民税係

電話番号 0288-21-5113